

議案第134号

公の施設（宝塚市立宝塚園芸振興センター）の指定管理者の指定について

資料1 宝塚市立宝塚園芸振興センター指定管理者候補者の選定の経緯

資料2 選定委員会から市長への答申

資料3 候補者の活動概要

資料4 宝塚市立宝塚園芸振興センター条例（抜粋）

議案第 134 号

公の施設（宝塚市宝塚園芸振興センター）の指定管理者の指定について

資料 1 宝塚市立宝塚園芸振興センター指定管理者候補者の選定の経緯

1 指定管理者候補者

団体名称 宝塚山本ガーデン・クリエイティブ株式会社

代表者 代表取締役 阪上 和彦

所在地 宝塚市山本東 2 丁目 2 番 1 号

2 指定期間

令和 3 年（2021 年）4 月 1 日から令和 8 年（2026 年）3 月 3 1 日まで

3 候補者選定までの経過

(1) 第 1 回選定委員会 令和 2 年 6 月 2 5 日（木）

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面開催
（募集要項・業務の概要・選定基準・応募者の指名等の決定）

(2) 指定管理者指定申請書提出依頼 令和 2 年 7 月 8 日（水）

(3) 指定管理者指定申請書受理 令和 2 年 8 月 7 日（金）

(4) 第 2 回選定委員会 令和 2 年 8 月 1 1 日（火）

（書類審査及びプレゼンテーション審査の実施、候補者決定）

4 市が候補者を特定した理由

宝塚市立宝塚園芸振興センター条例第 1 8 条第 1 項で、公募によることなく、施設の管理を行わせるに最適な法人その他の団体を候補者として選定し、指定管理者に指定するものとされており、現在指定管理者として宝塚園芸振興センターの管理・運営を行っている宝塚山本ガーデン・クリエイティブ株式会社は山本共有財産管理組合、山本丸橋財産管理組合、口谷財産管理組合そして本市が出資し、本市の植木・花き産業の振興及び活性化のために設立された法人であり、これまでも園芸振興事業をはじめ地場産業である植木・花き産業の伝統と技術を普及・継承していく役割を果たしています。各企画・運営においても参加者の信頼関係も構築されているため、引き続き特定したものです。

5 選定委員会における審査

(1) 選定委員会委員

委員長

金地 通生（神戸大学大学院農学研究科准教授）

委員長職務代理者 越智 彰（越智総合会計事務所 税理士）
委員 小早川 優（宝塚温泉旅館組合 組合長）
委員 田中 香織（宝塚商工会議所 中小企業相談所 副所長）
委員 三宅 元一
（阪神農業改良普及センター 担い手育成支援専門員）
委員 山中 紫穂（市民公募委員）

（２）選定方法

- ア 選定を行うため、評価項目（１５項目）と配点（１２０点満点）を設定し、各項目を５段階で評価することとした。
- イ 選定に際しては、委員６名の評価点を合計して７２０点満点とし、４３２点（６０％）を必要最低点数と定めた。
- ウ 申請者の提案内容を確認するため、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、評価項目ごとに評価した。
- エ 必要最低点を上回ったため、指定管理者の候補者としてふさわしいかどうかを意見交換の上、候補者として選定した。

（３）選定委員会における評価結果

評価点（７２０点満点中）５７６点

（４）選定理由

- ア 当該候補者は本市の植木・花き産業の振興拠点として設置する宝塚園芸振興センターの管理運営のため平成１１年に設立された。本施設の管理運営を熟知しており、設立当初からの２０年間において培った知識やノウハウを通じて利用者が平等に利用でき、堅実で安定した運営に活かすことが見込まれる。
- イ 長年にわたる宝塚園芸振興センターの運営を通じて、施設設置当初の経営難も乗り越え、現在の安定した経営を築いている。今後の運営指針においても、宝塚園芸振興センターの効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られることが期待できる。
- ウ 選定委員会委員６名による採点結果が７２０点満点中５７６点（８０．０％）となり、必要最低点である４３２点（６０％）を上回っていると認められたため、指定管理者の候補者として選定することが適当であると判断した。

（５）付帯意見

- ア 新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、販売部門や喫茶部門、カルチャー教室部門において、新しい生活様式に沿った運営に努めること
- イ 園芸を趣味とする人が増加していることを踏まえ、市民の園芸需要を喚起し、収支バランスを保った経営改善に資する新たな事業展開の検討を進めること

6 今後の予定

市議会にて指定の議決を受けた後、以下のスケジュールで業務の開始に向けて準備を進める。

令和2年(2020年)10月中旬	指定管理者を指定する告示 指定管理者指定書の通知
令和3年(2021年)4月1日	基本協定・年度協定締結 新たな指定期間における管理運営の開始